

第2 岩石採取計画認可申請書の作成要領

1. 認可申請書作成に関する一般的注意事項

- (1) 法第32条の登録を受けた採石業者が、長野県の区域内で岩石の採取を行おうとする場合に、法第33条の3の規定に基づき、所轄建設事務所長あてに提出するものであること。
- (2) 認可申請書の提出期限は、当該採取場における岩石の採取に着手しようとする日（既に認可を受けた採取計画の期間の満了に伴い、継続して採取計画の認可を受けようとする場合には、その期間満了の日）の3ヶ月前までとすること。
- (3) 認可申請書の様式は、規則様式第15によることとし、用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
- (4) 認可申請書には、長野県収入証紙をはりつけて消印しないこと。また、申請年月日、あて名、申請者の住所、氏名又は名称及び法人の代表者の氏名、連絡先、登録年月日、登録番号をもれなく記載すること。
- (5) 認可申請書には、3認可申請書添付書類作成要領に掲げる書類を、同要領に示す番号の順に添付し、左横綴とすること。なお、添付した書類の一覧表を申請書（様式）と添付書類の間に入れること。
- (6) 添付書類には、その名称及び3認可申請書添付書類作成要領に示す番号並びに申請者名を表示すること。
- (7) 提出部数については、正本・副本各1部に、申請書（様式）及び位置図・状況図並びに発破規格図・搬出経路図等の副本を認可権者が必要と認める部数だけ加えて提出すること。

2. 認可申請書記載要領

記 載 事 項	記 載 要 領
1 岩石採取場の区域	<p>採石場の所在地、面積を記載するほか、掘採箇所及び破碎・選別工場・たい積場・沈殿池その他主要な付属施設並びに保全区域ごとの所在地、地目、面積を記載すること。</p> <p>また、採取場の区域及びその周辺を明示した公図（写し）及び写真を添付するとともに、採取場内の土地の各筆ごとに地目・権限の種類等を記載した一覧表を必要に応じ添付すること。</p> <p>なお、破碎・選別工場等で採取場から離れた地点に所在し、社会通念上採取場と一体とみなしがたいものについては、ここに記載する必要がないこと。</p>
2 採取する岩石の種類及び数量	<p>法第2条に規定する岩石の名称を記入し、通称名がある場合には、（ ）内にその名称を併記することとし、岩石の種類ごとの年間採取量及び採取期間中の月間最大採取量並びに採取期間中採取総量をそれぞれトン単位で記載すること。</p> <p>なお、「採取量計算書」と「岩石採取全体計画表」を添付すること。</p>

記 載 事 項	記 載 要 領
3 採取の期間	<p>6年以内であること。但し、次の場合は2年以内であること。</p> <p>ア 新たに岩石採取場を開設する場合</p> <p>イ 他の採石業者が採取していた採取場を引継いで採取計画の認可を受ける場合</p>
4 岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	
(1) 採取場開設に当って他の行政庁の許可、認可を受けた際に特に注意された事項	具体的に記載すること。
(2) 採掘方法	<p>露天堀り、坑内堀りの各場合ごとに、災害防止法第1に基づき、様式に従って記載すること。</p> <p>なお、「採掘規格図」を添付するとともに、中段採掘法をとる場合は、「垂直残柱の設計書」を添付すること。</p>
(3) 採掘手段	手堀り・機械堀りのうち該当する方を○で囲み、機械堀りの場合には、使用する機械の名称・能力・台数を記載すること。
(4) 火薬類	<p>火薬類使用の有・無のうち該当する方を○で囲み、火薬類の銘柄、通常の場合の発破規格等を様式に従って記載すること。</p> <p>なお、「発破規格図」（「採掘規格図」と兼ねることもできる）を添付すること。</p>
(5) 破碎・選別	<p>手選・機械選別のうち該当する方を○で囲み、機械破碎選別の場合機械の名称等を、また水洗を行う場合使用水量等を様式に従って記載すること。</p> <p>なお、「破碎選別系統図」を添付すること。</p>
(6) 運搬機械	<p>採石場内における原石、製品、廃土又は廃石の運搬に使用する機械の名称・能力・台数を様式に従って記載すること。</p> <p>なお、場内における「運搬系統図」を添付すること。</p>
5 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	
(1) 予想される災害の態様及び範囲	採取場の周辺300m以内の状況と、一般的に予想される災害の態様等を様式に従って記載すること。

記 載 事 項	記 載 要 領
(2) 土砂の崩壊・亀裂又は陥没の防止措置	<p>露天掘り、坑内掘りの各場合ごとに、災害防止方法 1 に基づき、様式に従って記載すること。</p> <p>なお、必要に応じて「試錘柱状図」その他の資料を添付すること。</p>
(3) 騒音災害の防止措置	<p>騒音発生源とその抑制措置及び採取場の地域に係る規制基準を、様式に従って記載すること。</p>
(4) 粉じん災害の防止措置	<p>大気汚染防止法施行令に該当する施設等について様式に従って記載すること。</p>
(5) 飛石災害の防止措置	<p>災害防止方法 2 に基づき記載すること。</p>
(6) 廃土又は廃石の流出防止措置	<p>災害防止方法 5 に基づき様式に従って記載すること。</p> <p>なお、「廃土又は廃石の発生量の算出計算書」、「土留施設的设计書及び図面」「たい積場内へ流入するおそれのある水の排除施設的设计書及び図面」を添付すること。</p> <p>また、廃土又は廃石を埋立地等へ搬出する場合には、埋立用地等の確保状況及び埋立容量について説明した書面（「埋立容量等の説明書」）を添付すること。</p>
(7) 脱水ケーキの処理の方法	<p>災害防止方法 5 に基づき様式に従って記載すること。</p> <p>なお、「脱水ケーキの発生量の算出計算書」「脱水ケーキ中の物質の濃度に係る計量証明書」「水処理・脱水処理系統図」を添付すること。</p> <p>また、脱水ケーキをたい積する場合（一時的にたい積する場合を含む）には、「土留施設的设计図及び図面」「たい積場内へ流入するおそれのある水の排除施設的设计書及び図面」「たい積方法的设计書及び図面」を添付すること。</p>
(8) 汚濁水の流出防止措置	<p>災害防止方法 4 に基づき様式に従って記載すること。</p> <p>なお、「汚濁水処理施設的设计書及び図面」と「汚濁水処理系統図」を添付すること。</p>
(9) 原石、製品及び廃土等の運搬に関する措置	<p>災害防止方法 6 に基づき様式に従って記載すること。</p> <p>なお、採石業者自身が岩石を搬出する場合のみならず、採石業者から岩石を購入する者又は運送業者が搬出する場合についても記載すること（「岩石搬出の主体」欄に具体的な社名等を記載すること。）</p>
(10) 採掘終了時の措置	<p>災害防止方法 7 及び岩石採取場緑化基準（昭和 57 年 4 月 1 日 57 河第 2 号）に基づき、様式に従って記載すること。緑化は原則として認可期間中に完了させること。なお、「採取跡地整備計画書」を添付すること。</p>

記 載 事 項	記 載 要 領
6 岩石の賦存の状況	該当するものを○で囲むこと。 なお、「地質図」及び「岩石賦存量計算書」を添付すること。
7 採取する岩石の用途	採取しようとする岩石の用途別年間生産量等を、様式に従って記載すること。
8 廃土又は廃石のたい積の方法	該当するたい積法を○で囲み、災害防止方法5に基づき、完了法面に係る措置を記載すること。 なお、「たい積方法の設計書及び図面」を添付すること。

3. 認可申請書添付書類作成要領

申 請 書 記載事項	規則第8条の15第2 項第1号～10号の規定 に基づき添付すべき書 類	作 成 要 領	規則第8条の15 第2項第11号 の規定に基づき 添付すべき書類	作 成 要 領
◎申請者 及び業務 管理者関 係	① 法第32条の登録 を受けていることを 示す書面（第5号）	登録通知書の写しを 添付すること。		
	② 岩石採取場を管理 する事務所の名称及 び所在地、当該事務 所の業務管理者の氏 名並びに当該業務管 理者が当該岩石採取 場において、認可採 取計画に従って岩石 の採取及び災害の防 止が行われるよう監 督するための計画を 記載した書面（第6 号）（管理機構書）	別記様式6に従って 具体的に記載するこ と。		
1 岩石 採取場の 区域	③ 岩石採取場の位置 を示す縮尺5万分の 1の地図（第1号） （位置図）	ア 国土地理院発 行の5万分の1 の地形図を使用 すること。 イ 採取場の位置 を赤印で表示す ること。	⑤ 公図写し	岩石採取場の区 域を朱線で囲み、 各地番ごとに所有 権者の氏名、現況 地目及び地積を明 示するとともに、 隣接地の所有者等 の氏名、現況地目 を明示すること。

申請書 記載事項	規則第8条の15第2 項第1号～10号の規定 に基づき添付すべき書 類	作成要領	規則第8条の15 第2項第11号 の規定に基づき 添付すべき書類	作成要領
	④ 岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面（縮尺3000～5000分の1）（第2号） （状況図）	ア 切羽の位置及び破碎・選別工場、たい積場、沈殿池その他主要な付属施設並びに保全区域の位置を表示すること。 イ 採取場の周辺300メートルの範囲内に存する公共施設、家屋その他の建設及び農業用施設、田畑等を表示すること	⑥ 採取場内の土地の各筆ごとに地目・権原の種類等を記載した一覧表（採取場土地に係る一覧表） ⑦ 写真	ア 各筆ごとに所在地、地番、地目、地積、所有者名及び権原の種類（所有権、採石権、賃借権等）を明示したものであること イ 申請書様式内に記載しきれない場合等に添付すること。 岩石採取場の全体が分かるものであること。
	⑧ 岩石採取場で岩石の採取を行うことについて、申請者が権限を有すること又は権限を取得する見込みが十分あることを示す書面（第7号）（岩石採取権に関する書面）	ア 自己の土地で岩石の採取を行おうとするときは、当該土地に係る登記簿の謄本であること。 イ 他人の土地で岩石の採取を行おうとするときは、当該土地において岩石を採取する旨を内容とする、土地所有者その他土地に関し第三者に対抗しうる権利を有する者等と申請者との間の契約書もしくは同意書の写しであること。	⑨ 他人の土地で岩石の採取を行おうとする場合、当該土地に係る登記簿の謄本（登記簿謄本） ⑩ 隣接地所有者等の同意書	岩石採取場に隣接する土地、又は家屋の所有者、使用者等の同意書であること。

申請書 記載事項	規則第8条の15第2 項第1号～10号の規定 に基づき添付すべき書 類	作成要領	規則第8条の15 第2項第11号 の規定に基づき 添付すべき書類	作成要領
		ウ 権限を取得する 見込みが十分である ことを示す書面とは 、例えば、当該土地 の売買の予約が成立 しているような場合 における予約契約書 の写し等であること		
2 採取 する岩石 の種類及 び数量			⑪ 採取量計算 書 ⑫ 岩石採取全 体計画表	別記記載例1に より作成すること ア 別記様式7に より作成すること イ 全体計画の区 域は権原を取得し ている区域と一致 していること。
3 採取 の期間				

申請書記載事項	規則第8条の15第2項第1号～10号の規定に基づき添付すべき書類	作成要領	規則第8条の15第2項第11号の規定に基づき添付すべき書類	作成要領
4 岩石の採取の方法及び採取のための設備に関する事項				
(1) 他の行政庁の許認可関係	<p>⑬ 岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可・認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込に関する書面（第8号）（他法令許認可書等）</p>	<p>ア「その処分を受けていることを示す書面」とは、許可、認可、その他の処分を行った行政庁が発行した証明書又は許可証の写し若しくは許可通知書等の写しであること。</p> <p>この場合、処分があったか否かだけでなく、当該処分の内容（例えば採取の数量、採取の期間）をも明らかに示す書面でなければならないこと。</p> <p>イ「受ける見込に関する書面」とは、他の行政庁に提出した許可、認可その他の処分を受けるための申請書等の写しであること。</p>	<p>⑭ 岩石の採取に係る行為に関し、他法令に基づく届出をなすことを必要とするときは、その届出をなしたことを証する書面（他法令届出書）</p>	<p>例えば、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の規定による粉じん発生施設の設置等の届出や、水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）第5条の規定による特定施設の設置の届出の受理通知書の写し等であること。</p>

申請書 記載事項	規則第8条の15第2 項第1号～10号の規定 に基づき添付すべき書 類	作成要領	規則第8条の15 第2項第11号 の規定に基づき 添付すべき書類	作成要領
(2) 採掘 方法	⑮ 掘採に係る土地の 実測平面図（縮尺500 ～1,000分の1） （第3号）	ア 別記記載例2に より作成すること。 イ 等高線には標高 を記載すること。 ウ 次について記載 すること。 （ア）採取場境界 （イ）表土除去範囲 （ウ）岩石採取範囲 （エ）保全区域 （オ）掘進方向又は設 定する掘採箇所 の配置等採掘の方法 （カ）破碎・選別工場 、たい積場、沈殿池 その他主要な付 属施設 （キ）場内運搬の経 路 （ク）測点 （ケ）標識の設置 位置 （コ）その他 エ 全体計画並記 のこと。	⑰ 採掘規格図 （任意の縮尺）	採掘の標準規格 を具体的に明示 すること。
	⑯ 掘採に係る土地の 実測横断面図（縮尺 100～1000分の1） （第4号）	ア 別記記載例3に よること。 イ 次について記載 すること。	⑱ 垂直残柱の 設計書及び図面	坑内掘りで中段 採掘法をとる場 合に必要なこと

申請書記載事項	規則第8条の15第2項第1号～10号の規定に基づき添付すべき書類	作成要領	規則第8条の15第2項第11号の規定に基づき添付すべき書類	作成要領
		(ア) 採取場境界 (イ) 表土除去範囲 (ウ) 岩石採取範囲 (エ) 保全区域 (オ) 掘採斜面の傾斜 ・天盤の有効厚さ等 採掘の方法 (カ) その他 ウ 全体計画並記のこと。		
(3) 掘採手段				
(4) 火薬類			⑲ 発破規格図 (任意の縮尺)	ア 通常の場合におけるせん孔の径、長さ、方向及び1孔あたりの装薬量についての発破規格を図示すること。 イ 採掘規格図と兼ねることもできること。
(5) 破碎・選別			⑳ 破碎・選別系統図	
(6) 運搬機械			㉑ 場内運搬系統図	
5 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項				

申請書記載事項	規則第8条の15第2項第1号～10号の規定に基づき添付すべき書類	作成要領	規則第8条の15第2項第11号の規定に基づき添付すべき書類	作成要領
(1) 予想される災害の態様及び範囲				
(2) 土砂の崩壊・亀裂又は陥没の防止措置			㉒ 試錘柱状図 (任意の縮尺)	坑内掘りの場合必要に応じ添付すること。
(3) 騒音災害の防止措置				
(4) 粉じん災害の防止措置				
(5) 飛石災害の防止措置				
(6) 廃土又は廃石の流出防止措置			㉓ 廃土又は廃石の発生量の算出計算書	
			㉔ 土留施設の設計書及び図面 (任意の縮尺)	
			㉖ たい積場内へ流入するおそれのある水の排除施設の設計書及び図面 (任意の縮尺)	
			㉗ 埋立容量等の説明書	廃土又は廃石を埋立地等へ搬出する場合必要であること。

申請書記載事項	規則第8条の15第2項第1号～10号の規定に基づき添付すべき書類	作成要領	規則第8条の15第2項第11号の規定に基づき添付すべき書類	作成要領
(7) 脱水ケーキの処理の方法			㊸ 脱水ケーキの発生量の算出計算書	計算の根拠を明示すること。
			㊹ 脱水ケーキ中の物質の濃度に係る計量証明書	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条に定める特定有害物質のうち、第二種特定有害物質（重金属当9物質）に係る証明書であること。
			㊺ 水処理・脱水処理系統図	
			㊻ 土留施設的设计書及び図面（任意の縮尺）	脱水ケーキをたい積する場合（一時的にたい積する場合を含む）必要であること。
			㊼ たい積場内へ流入するおそれのある水の排除施設的设计書及び図面（任意の縮尺）	同上
			㊽ たい積方法的设计書及び図面	同上
(8) 汚濁水の流出防止措置			㊾ 汚濁水処理施設的设计書及び図面（任意の縮尺）	
			㊿ 汚濁水処理系統図	

申請書 記載事項	規則第8条の15第2 項第1号～10号の規定 に基づき添付すべき書 類	作成要領	規則第8条の15 第2項第11号 の規定に基づき 添付すべき書類	作成要領
(9) 原石、 製品及び 廃土等の 運搬に伴 う措置	岩石採取場からの岩 石の搬出の方法及び当 該岩石採取場から国道 又は県道に至るまでの 岩石の搬出経路を記載 した書面（第9号）	認可申請書の様式 中に記載するもので あること。	<p>㊿ 搬出経路図 (任意の縮尺)</p> <p>㊻ 国道又は県 道に至るまでに 私道を通行する 場合には、当該 道路を通行する 権限を有するこ とを証する書面 (私道通行権に 関する書面)</p>	当該岩石採取場 から国道又は県道 に至るまでの岩石 の搬出経路を図示 すること。
(10) 採掘 終了時の 措置	㊼ 採掘跡における災 害の防止のために必要 な資金計画を記載した 書面（第10号）	<p>ア 別記記載例4に よる作成すること。</p> <p>イ 認可期間におけ る岩石採取計画の範 囲内で資金計画を作 成すること。</p> <p>ウ ㊼の採取跡地 整備計画と整合を図 ること。</p> <p>エ 資金確保の方法 を証する書類を添付 すること（融資証明 書、残高証明書等）。</p>	㊽ 採取跡地整 備	<p>次の図面を作成 すること。</p> <p>ア 実測平面図及 び実測縦断面図に 採掘終了時におけ る最終残壁の位置 及び形態を記載し た図面</p> <p>イ 災害防止施設 及び緑化復元方法 を記載した図面</p>

申請書 記載事項	規則第8条の15第2 項第1号～10号の規定 に基づき添付すべき書 類	作成要領	規則第8条の15 第2項第11号 の規定に基づき 添付すべき書類	作成要領
			㉓ 岩石採取に 伴う跡地整備計 画の履行を保証 する書面	次のいずれかの 書面を添付するこ と。 ア 長野県砕石工 業組合、長野県鉄 平石協同組合の保 証書 イ 2人以上の同 業者が岩石採取跡 地の整備について 連帯して保証した 書面（別記様式8） なお、この場合 には保証人の保証 能力を証するため 、保証人の業務経 歴書、決算書（最 近の2期分）及び 財産目録（資金及 び設備状況を明示 したもの）が必要 であること。
6 岩石 の賦存の 状況			㉔ 地質図	採掘区域及びそ の周辺の地形・地 質、採取しようと する岩石の走向、 傾斜、厚さ等及び 試錐を実施した場 合は、その結果に ついて記載するこ と。
			㉕ 岩石賦存量 計算書	
7 採取 する岩石 の用途				
8 廃土 又は廃石 のたい積 の方法			㉖ たい積方法 の設計書及び図 面	

（注意）①②・・・㉔ の番号は、編冊順序であること。